

# 議案説明資料

## 【 目 次 】

・ **議案第1号**

八幡浜市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について・・・p.1

令和6年2月  
(令和6年2月5日提出)



件名	八幡浜市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	市民福祉部 市民課
根拠法令等	・地方公共団体の手数料の標準に関する政令 (平成12年政令第16号)
施行日	令和6年3月1日

### 改正内容

番号	事務名	現行金額(円)	改定後金額(円)
①	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付(本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務の追加)	450	改定なし
②	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務(電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合(総務省令で定める)及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。)	(新規追加)	400
③	除籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付(本籍地以外での除籍謄本等の交付事務の追加)	750	改定なし
④	除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務(電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合(総務省令で定める)及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。)	(新規追加)	700
⑤	届書若しくは申請の受理の証明書交付等(電子化された届書等情報の内容の証明書の交付事務の追加)	350 等	改定なし
⑥	届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務(電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務の追加)	350	改定なし

## ○戸籍電子証明書

オンライン上で行政手続きをする際に利用可能な戸籍記録の電子証明情報（親子関係の存否、婚姻関係の形成等に関する情報）

## ○戸籍電子証明書提供用識別符号

行政機関が電子証明書を取得する際に必要となるパスワード（申請者がオンライン等で市町村に請求する）

